

# 京都外国語短期大学長期履修規程

(平成 23 年 11 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語短期大学学則第 19 条の 2 第 2 項及び同条の 3 第 2 項の規定に基づき、短期大学キャリア英語科（以下「キャリア英語科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 長期履修を願い出ることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限での修学が困難である者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他、相当の理由があるとキャリア英語科が認める者

(長期履修期間及び在学年限)

第 3 条 キャリア英語科における長期履修期間は、2 年 6 カ月、3 年、3 年 6 カ月、4 年とする。

2 学則第 6 条第 2 項の規定により、長期履修を認められた者（以下「長期履修者」という。）の在学年限は、長期履修を認められた期間に 2 年を加えた期間とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、入学試験出願時に次の書類を学長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 短期大学キャリア英語科長期履修願
- (2) 在職証明書又は就業・家事従事・育児・介護等が確認できる本人の申告書
- (3) その他本短期大学が必要と認める書類

(長期履修期間の短縮)

第 5 条 履修期間の短縮を希望する長期履修者は、学則第 21 条に規定する卒業要件を満たす見込みとなる学期の授業開始日までに次の書類を学長に提出し、願い出るものとする。

- (1) 長期履修期間短縮願
- (2) その他本短期大学が必要と認める書類

2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限 2 年への短縮を含む。

3 第 1 項に定める短縮は当該課程において 1 回限りとする。

4 長期履修者が、修学が困難な事情の解消等により第 2 条を満たさないこととなった場合、速やかに第 1 項に定める履修期間短縮の手続き（以下「短縮手続き」という。）を行わなければならない。

5 前項の場合、短縮後の履修期間は当該課程の標準修業年限とする。ただし、短縮手続き時の在学期間がすでに標準修業年限を超えているときは、短縮手続きを行った学期の翌学期までを履修期間とする。

(許可及び許可の取消)

第 6 条 長期履修の許可及び履修期間の短縮許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

2 長期履修者が、長期履修の申請手続の際に提出した書類及びこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、教授会の議を経て、学長は当該長期履修者の長期履修の許可を取り消すことができる。

(学費)

第 7 条 長期履修者の学費等の納入については、学則第 42 条の 2 の定めによる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、キャリア英語科において定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日制定、平成 27 年 2 月 25 日改正、令和 6 年 2 月 22 日改正、令和 6 年 3 月 17 日改正)